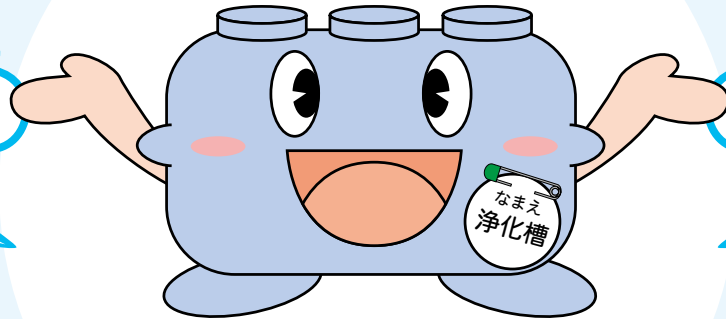


浄化槽の法定検査は 使用されている方の義務です

法定検査は
浄化槽の健康診断。
毎年一回受けてね。



微生物の働きで
汚水をきれいに
します。

浄化槽の使用者には法律で次の**3つの維持管理**が義務付けられています

法定検査

(設置後の検査)
(定期検査)

保守点検

装置の点検・調整
消毒薬の補充など

清掃

たまった汚泥や
固形物の引き抜き

設置後の検査 (浄化槽法第7条第1項)

設置された浄化槽が、適正に施工され、正常に機能しているかを確認する検査です。浄化槽を使い始めて3か月を経過した日から5か月の間に行わなければなりません。

定期検査 (浄化槽法第11条第1項)

維持管理が適正に行われ、浄化槽の正常な機能が発揮されているかを確認する検査です。毎年1回行わなければなりません。

- 保守点検は保守点検業者に、清掃は清掃業者に、法定検査は県知事が指定した指定検査機関に依頼してください。それぞれに費用(手数料)がかかります。
- 定期検査の検査手数料は5,000円(非課税、10人槽以下の場合)です。

**法定検査を受けなくてよいという事業者は悪質な事業者です。
気を付けましょう。**

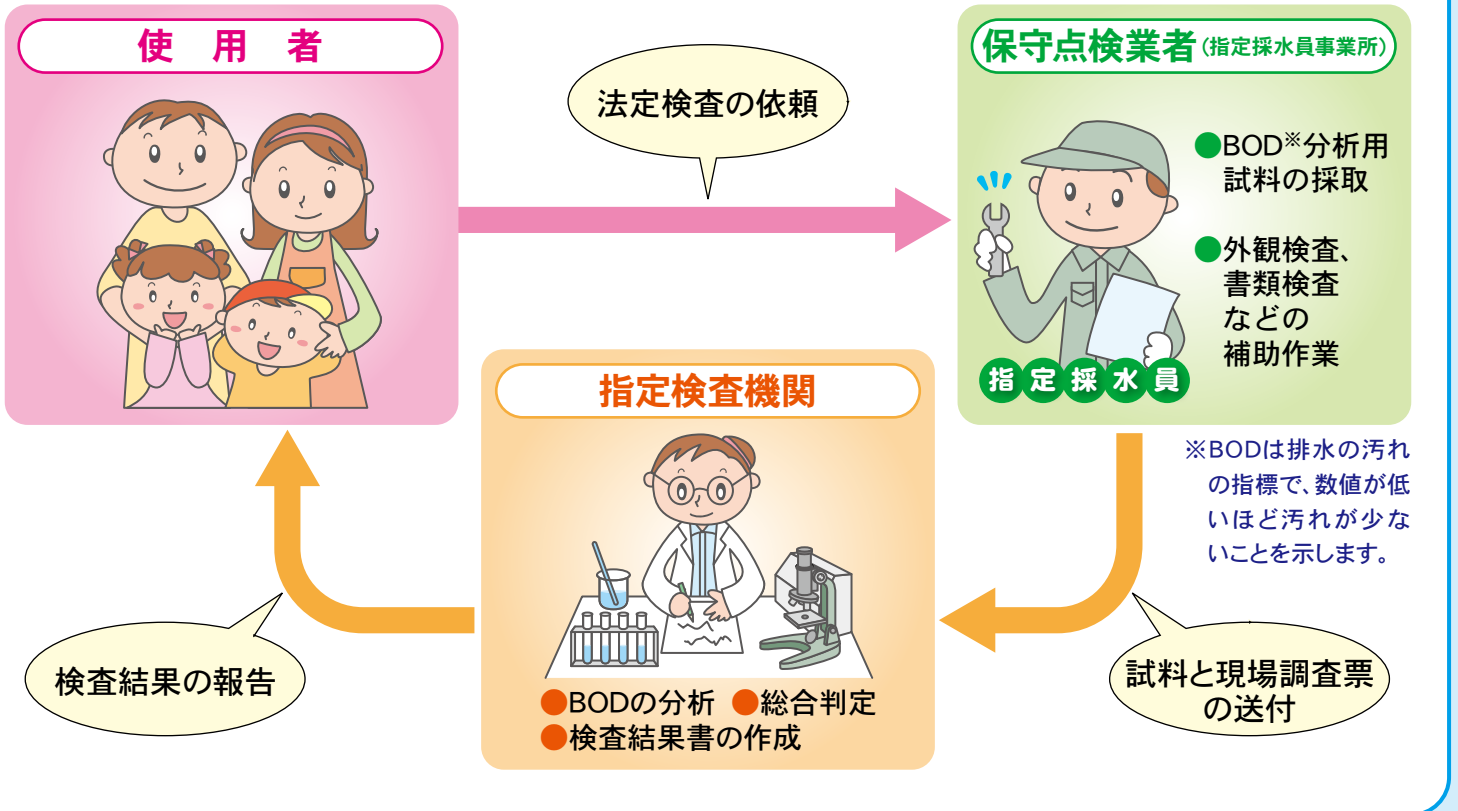


埼玉県マスコット「さいたまっち」

10人槽以下の浄化槽には 指定採水員制度を御利用ください

法定検査の流れ

(指定採水員制度による場合)



浄化槽についての問合せ先

埼玉県知事指定検査機関

- (一社) 埼玉県浄化槽協会
〒366-0821 深谷市田谷11
TEL048-501-5707 FAX048-501-5709
URL <https://saijohkkyo.or.jp/>

- (一社) 埼玉県環境検査研究協会
〒330-0855 さいたま市大宮区上小町1450-11
TEL048-649-5151 FAX048-649-5495
URL <http://www.saitama-kankyo.or.jp/>

埼玉県環境部水環境課

- 浄化槽・川の国広援団担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL048-830-3083 FAX048-830-4773

指定採水員制度とは

- 指定検査機関が指定した指定採水員(保守点検業者)が法定検査の補助作業を行います。
- 指定採水員は指定検査機関発行の身分証明証、腕章を携帯しています。
- 指定採水員が所属している事業所は指定検査機関のホームページで確認できます。

指定採水員の主な作業

- 検査の案内・説明 ● BOD分析用試料の採取
- 外観検査 ● 書類検査 ● その他
- 検査手数料は従来と同じです。(保守点検料金及び清掃料金は別途必要です)
- BODの分析や総合判定、検査結果書の作成は指定検査機関が行います。
- また、必要に応じて検査機関による二次検査を無料で実施します。